第１９回 地域医療フォーラム 開催業務

入札説明書

令和８年５月

（学）自 治 医 科 大 学

第１９回地域医療フォーラム開催業務に係る入札公告（令和８年５月２５日付け）に基づく入札等については、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

１　入札に付する事項

（１）業務の名称及び数量：第１９回地域医療フォーラム開催業務　一式

（２）業務の内容：別途仕様書のとおり

（３）履行期間：契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）履行場所：栃木県下野市薬師寺３３１１番１号

（５）選定方法：比較検討する必要があるため、総合評価方式（落札決定基準に基づく）を採用する。

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、この公告の日以前に、いずれかの都道府県において一般競争入札に参加できる資格を得た者とする。

その他、下記項目に該当するものとする

・国内に本店支店・営業所を置く者であること
・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと
・破産宣告を受け復権していない者でないこと
・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
・国税及び地方税を滞納していない者であること
・地域医療をテーマとした医学系、医療系学術集会等の業務受託実績があること

３　入札参加方法

この入札に関する公告後に当該入札に参加する場合は、令和８年６月１日（月）１７時までに、

①捺印した入札参加表明書の写し（ＰＤＦ）
②令和 8 年度における、いずれかの都道府県の一般競争入札参加に関する資格審査決定通知書の写し

を添付した電子メールを、下記 14 の契約担当部署メールアドレスに提出（送付）すること。

本学が上記①②の提出を受け、入札に参加する資格を有することを確認できた場合に、令和８年６月２日（火）１５時までに入札参加資格確認通知書を送付する。

※入札参加表明書の本書は、入札当日に提出すること。

４　契約条項を示す場所

栃木県下野市薬師寺３３１１番１号
（学）自治医科大学大学事務部地域医療推進課

5　入札を執行する場所及び日時等

（１）場所

自治医科大学　医学部教育・研究棟１階　大教室１

（栃木県下野市薬師寺３３１１番１号）

（２）日時

令和８年６月５日（金）１１時００分

6　優先交渉者の選定方法及び落札決定基準

（１）優先交渉者の選定方法

予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者に下記（２）に基づき「価格点」を付し、そのうち、本学の入札立合者に対し、資料提出、プレゼンテーションを受け、下記（３）の評価項目に基づき「技術点」を付し、「価格点」と「技術点」の和を「総合評価点」とし、総合評価点が最も高い者を優先交渉者に選定する。

（２）価格点の算定方法

価格点＝（１－入札価格／予定価格）×１００（配点：100 点）

（３）技術点の評価項目・評価基準（配点：200 点）

評価項目		評価基準	配点（点）
本学及び当該案件の理解度等に関する事項			
	本学に関する理解	本学の建学の精神および本学のミッションに理解があるか	60
	当該案件の目的	当該案件の開催目的を理解しているか	
	提案力	仕様を満たし、更に効率的、効果的な提案ができるか	
組織・体制に関する事項			
	実施体制	当該案件を受託する十分な体制が整備されるか	60
	実施計画	当該案件を履行するための実施計画を示し、遅滞なく進捗管理することができるか	
	対応力	本学の意見を汲み、柔軟な対応が可能か	
実績に関する事項			
	業務・実績について	公官庁の業務を受託した実績があるか	80
		本学の業務を受託した実績があるか	
		医学系、医療系学術集会等の業務実績があるか	
合計（技術点）			200

7　プレゼンテーションについて

（１）技術点の評価項目・評価基準に沿った内容でプレゼンテーションを行う。

（２）１社あたりのプレゼンテーション時間は 10 分、立会者との質疑応答は 5 分（計 15 分）とする。

（３）プレゼンテーションでマイク、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は自治医科大学が設置した機器を使用する。これ以外で必要な機器は入札者が用意する。

（４）プレゼンテーションに使用する資料等の作成及び提出に要する費用は、全て入札者の負担とする（資料を配付する場合、本学分は 10 部必要）。
（５）プレゼンテーションに使用する資料がある場合は、令和８年６月４日（木）１４時までに、下記 14 の契約担当部署メールアドレスに提出（送付）すること。

８　入札条件
（１）落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額(消費税等相当額を差し引いた金額)を入札書に記載すること。
（２）入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。
なお、契約に要する費用（契約書に収入印紙が必要な場合は自社分）は、本業務の積算に含むものとする。
（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。
（４）入札書の記載事項については、これを訂正することができない。
（５）提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
（６）郵送又は電信による入札は認めない。
（７）この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、入札参加資格決定通知書（写し）に該当する都道府県において、業務委託に係る競争入札等参加停止措置を受けていない。
（８）入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、入札に参加できない。
（９）入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。
(10) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。
(11) 次の入札は無効とする。
① 学校法人自治医科大学業務委託等契約規（別紙抜粋）程第６条及び第７条に規定する者の入札
② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
③ 記名押印のない入札
④ 当初の入札に参加しなかった者が行った再入札
⑤ 入札書記載の調達件名、価格、氏名、その他の事項を確認できないもの
⑥ 調達件名に重大な誤りがあるもの
⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
⑧ 代理人が入札する場合、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び印のないもの
⑨ 入札者又はその代理人が同一事項について２以上の入札をした入札
⑩ 同一人が２人以上の入札の代理人としてした入札
⑪ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札
⑫ 入札条件のうち（３）～（７）に違反した入札
(12) 入札参加者が１者の場合でも入札を執行する。

（13）暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

①暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

②暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

③発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

④不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

9　質疑応答

質疑書の提出は、次の日時までにメールにて提出すること。また、質疑無しの場合においても、その旨記載のうえ提出すること。

質疑書提出　令和８年６月１日（月）１７時まで

下記 14 の問い合わせ先（契約担当部署）メールアドレス宛て提出すること。

質疑書回答　送付されたメールアドレス宛てに、令和８年６月２日（火）１７時までに返信する。（要受信確認）

10　入札保証金

免除する。

11　契約書作成の要否

要する。

12　契約保証金

免除する。

13　入札参加心得

（１）入札開始１０分前には、会場に到着するよう心掛けること。

（２）入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。

（３）入札の受付にて名刺を提出すること。

（４）入札は、本学が配布する入札書により行うので、必ず印鑑を持参のこと。

14　この入札に関する問い合わせ先（契約担当部署）

栃木県下野市薬師寺３３１１－１

自治医科大学大学事務部地域医療推進課 地域医療係　稲原祐輔

ＴＥＬ：０２８５－５８－７０５２（直通）

メールアドレス：forum@jichi.ac.jp

別紙

学校法人自治医科大学業務委託等契約規程（抜粋）

第６条　業務委託等の契約につき一般競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者を参加させることができない。

第７条　次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、３年以内の期間、一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行にあたり故意に役務を粗雑にし、不正の行為をした者

(2)　公正な一般競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(5)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者